

## 南幌町町民意見提出（パブリック・コメント）制度実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、町民意見提出（パブリック・コメント）制度に関して必要な事項を定め、町の基本的な政策等に対して町民等が意見を述べる機会を保障することによって、政策形成過程への町民参加を推進し、多様な意見、情報、専門的知識等を積極的に町政に反映させるとともに、町民への説明責任を果たし、本町の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「町民意見提出（パブリック・コメント）制度」とは、町民の生活に大きな影響を及ぼす政策や施策、条例等の策定に当たり、政策等の案の趣旨、目的、内容等を公表して広く意見及び提言、情報等（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び町が検討を加えた経過、最終的な意見等の反映結果を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本手続に係る事案に利害関係を有する個人、法人その他の団体

### （対象）

第3条 本手続の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く町民生活に影響を与える政策等の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 町の基本的な制度及び方向性を定める条例等の制定又は改廃
- (3) 広く町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則、行政指導の指針等（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
- (4) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) その他制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、町民生活への影響等を勘案して、本手続を実施することが適当であると実施機関が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは本手続の対象としないことができる。

- (1) 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なもの
- (2) 国、道等の上位計画などとの整合性を図るため、町の裁量の余地が少ない政策等
- (3) 意思決定を行う際に意見聴取の手続が法令等で定められているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）が、この要綱に準じた手続を経て策定した報告若しくは答申等により策定するもの、又は実施機関がこの要綱に準じた手続を経て策定した諮問等に基づく附属機関等の報告若しくは答申等により策定するもの
- (5) 地方自治法第74条第1項の規定により直接請求された条例の制定案又は改廃案  
（政策等の案の公表等）

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨及び概要。ただし、南幌町情報公開条例（平成12年条例第33号）第6条及び第7条に規定する情報については、この限りでない。
- (2) 法令等に基づく政策等の案にあつては、その根拠法令
- (3) 上位計画に基づく政策等の案にあつては、当該上位計画の概要
- (4) 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町民等が当該政策等の案を理解するうえで必要な資料  
（公表方法等）

第5条 前条の規定による公表は、町広報誌への掲載、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、町のホームページを利用した閲覧等、町民等が容易に入手できる方法により行うものとする。ただし、前条第2項に規定する資料の公表は、町のホームページへの掲載並びに実施機関が指定する場所での閲覧による方法に限ることができる。

2 実施機関は、公表に併せて次の事項を町広報誌及び町のホームページ等に掲載して周知を図るものとする。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 閲覧場所及び資料の配布場所
- (3) 意見等の提出期間
- (4) 意見等の提出方法
- (5) 意見等の提出先

(6) 担当部署名、問い合わせ先  
(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から20日以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、実施機関は、公表の際に、当該意見等の提出期間を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を20日未満とすることができる。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

(2) 書面の郵送

(3) ファクシミリによる書面の電送

(4) 電子メールの送信

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

2 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)、連絡先及び第2条第3項に掲げる提出区分のいずれに該当するかを明らかにしなければならない。

(意思決定に当たっての意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、前2条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、提出された意見等が、南幌町情報公開条例第6条及び第7条に規定する情報に該当するときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 提出された意見等の要旨

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合においては、当該修正内容

3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

4 意見等の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表することができる。

5 意見等の提出者の氏名その他の個人情報、公表しない。

(構想又は検討段階での意見提出等)

第9条 実施機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く町民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。

2 実施機関は、町民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する町民の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

(一覧表の作成等)

第10条 実施機関は、本手続を行っている案件の実施状況の一覧表を作成し、指定する場所及び町のホームページを利用した閲覧の方法等によ

り町民等に情報提供するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。